

# 新型コロナウイルス感染防止のため

## 第15回ばら祭り (5/23~6/7)

### 中止のお知らせ

第15回ばら祭りは、5月23日(土)から6月7日(日)までの16日間の日程で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、中止とします。

ばら祭り期間中、さかき千曲川バラ公園内ではたくさんのバラが花を咲かせますが、バラの鑑賞は自粛いただくとともに、公園内への立ち入りについてもご遠慮いただきますようお願いいたします。

※なお、5月31日(日)に開催予定の「坂城駅前葡萄酒祭」については、延期とさせていただきます。日程が決まり次第、改めてお知らせします。

#### ◎問い合わせ先

・ばら祭り 建設課都市・公園係 ☎82-3111(内線177) 直通75-6208

・坂城駅前葡萄酒祭 企画政策課まち創生推進室 ☎82-3111(内線223) 直通75-6211

#### 保健センターだより

保健センター  
☎82-3111(内線511)  
直通75-6230

## 「骨髄バンクドナー助成金」について (新設)

4月1日  
から

町では、令和2年4月1日から、骨髄等(骨髄および末梢血幹細胞)の適切な提供の推進や、骨髄等の提供をしたドナーおよびドナーが勤務する事業所の負担を軽減するため、助成金の交付を開始しました。

詳しくは、保健センターまでお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

#### 助成を受けられることができる方

##### ○ドナー

町内に住所を有し、(公財)日本骨髄バンクを介して令和2年4月1日以後に骨髄等の提供を完了した方

##### ○雇用事業所

ドナーが骨髄等の提供のための通院・入院・面談をする日において雇用されている国内の事業所

#### 申請方法について

○骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に申請書等の書類を保健センターに提出してください。

○申請書等は保健センター窓口、または町ホームページからダウンロードできません。

#### 助成金の対象となる内容および助成金の額

助成対象者	助成の対象となる内容	助成金の額
ドナー	骨髄等の提供のための通院・入院・面談に要した日数(町内に住所を有する日数に限る)	1日につき2万円 (ただし10日が上限)
雇用事業所	ドナーが骨髄等の提供のための通院・入院・面談に要した日(ドナーが町内に住所を有する日数に限る)のうち休暇を取得した日数	1日につき1万円 (ただし10日が上限)

# 住宅リフォーム ブロック塀などの塀撤去

## にかかる費用の補助制度

町民の皆さんの住環境の向上と道路通行の安全性の確保を目的として、町内業者に依頼して行う住宅リフォーム工事およびブロック塀などの塀の撤去にかかる費用の一部を助成します。

受付開始 令和2年 5月8日(金)

募集件数 先着 26件

### 募 集 要 件

#### 申請できる方

- ①坂城町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者の方
- ③町税などの滞納がない方

#### 対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で、
- ①自己または家族の居住に供する住宅
  - ②店舗併用住宅などの住宅部分

#### 施工者の要件

- 町内に本社のある事業所  
(個人事業者を含む)

#### 対象工事費

20万円以上(住宅リフォーム補助)

#### 補助額

- リフォーム工事の対象経費の20%以内(限度額5万円)
- ブロック塀などの塀の撤去工事費の2分の1以内(限度額5万円)

#### その他

- 住宅用火災警報器が設置されている住宅、またはリフォーム工事に併せて設置する住宅を補助対象とします。ただし、火災警報器の器具代は補助対象となりません。
  - 下水道供用開始区域で、下水道接続されていない場合は、リフォーム工事により接続してください。
  - 過去に同様の補助金等の交付を受けていない住宅が対象です。
  - 他の補助制度の対象となっていない住宅に限ります。
  - 塀などの撤去は、建築基準法施行令を遵守して作られた塀の撤去工事に関する補助となります。
- ※その他要件がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 対 象 工 事

#### 工事の内容

個人住宅の修繕・補修・模様替え・同一棟の増築・一部改築・設備改善工事など(右記工事例を参考にいただき、詳しくはお問い合わせください。)

#### 工事の着工及び完了

##### 【着工】

補助金の交付決定後に着工してください。

##### 【完了】

令和3年3月25日までに完了のうえ、実績報告書を提出してください。

#### ◎対象となる工事例

- ・同一棟の増築工事
- ・一部改築工事
- ・屋根、外壁の改修工事
- ・サンルーム、バルコニーの増築
- ・窓ガラス、サッシ、網戸、雨戸の修繕、設置工事
- ・床、壁、天井材の張替え工事
- ・システムキッチン、床暖房工事
- ・浴室、ユニットバス、トイレ設置工事

#### ×対象とならない工事例

- ・工事に係る設計費等
- ・家電、家具などの物品の購入費
- ・同一棟でない物置、車庫などの設置工事
- ・カーポート、物置、ウッドデッキ設置工事

◎問い合わせ先 建設課管理係 ☎82-3111(内線174) 直通75-6208